

Smart Go®サービス利用規約【現改比較表】 2021年2月24日現在

～2021年2月23日

2021年2月24日～

全体 Smart Go™	全体 Smart Go®
<p>(規約の制定目的)</p> <p>第1条 当社は契約者に Smart Go™サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、Smart Go™サービス利用規約（別紙を含みます。以下「本規約」といいます。）を定めます。</p> <p><u>2 本サービスは、当社サイトを經由して</u></p> <p><u>第3条（定義）に定義するコンテンツパートナーが提供する各コンテンツサービスにアクセスし、契約者向けサイト上で各コンテンツサービスの利用情報を集約及び閲覧することができる SaaS 型サービスです。</u></p> <p><u>3 契約者は、コンテンツパートナーのホームページより各コンテンツサービスの申し込みを行い、コンテンツパートナーが定める利用規約への同意が必要です。</u></p>	<p>(規約の制定目的)</p> <p>第1条 当社は契約者に Smart Go®サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、Smart Go®サービス利用規約（別紙を含みます。以下「本規約」といいます。）を定めます。</p>

～2021年2月23日	2021年2月24日～
<p>(定義)</p> <p>第3条 本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。</p> <p>(1) 「利用実績データ」とは、本サービス対象者の鉄道各社への搭乗記録情報の内、月/日、種別、利用場所、残額、差額に関するデータをいいます。</p> <p>(2) 「従業員等」とは、契約者に所属する役員及び従業員をいいます。</p> <p>(3) 「経費精算業務」とは、従業員等による鉄道、バス等の交通機関の利用や物品購入等の費用の支払いにおいて、従業員等が支払った費用をその従業員等が所属する企業の費用として計上する一連の業務をいい、当該企業における予算実績管理業務を含むものをいいます。</p> <p>(4) 「本サービス」とは、契約者における経費精算業務の効率化の為に、当社サイトを經由してコンテンツパートナーが提供する各コンテンツサービスにアクセスし、契約者向けサイト上で各コンテンツサービスの利用情報を集約及び閲覧することができる SaaS 型サービスをいい、別紙1 サービス機能仕様に定めるものをいいます。</p> <p>(5) 「本サービス対象者」とは、従業員等のうち、本サービスによる経費精算業務の対象となる者をいい、自らが業務上利用するモバイル Suica のモバイル SuicaID・パスワード及び Suica 利用実績データの取扱いに関する同意画面又は当社サイトにて表示する同意書(別紙2 同意書(書式)が記載されたもの)の内容に同意した者をいいます。</p> <p>(6) 「コンテンツサイト」とは、東日本旅客鉄道株式会社が運営・管理する、鉄道各社への搭乗記録情報を提供するサービスを行うサイトのうち、当社が任意に指定するサイトを</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。</p> <p>(1) 「Suica」とは、東日本旅客鉄道株式会社が提供する IC カード「Suica 定期券」、 「My Suica (記名式)」及び「モバイル Suica」をいいます。</p> <p>(2) 「SuicaID 番号」とは、東日本旅客鉄道株式会社が発行する Suica に割り振られた固有の識別番号をいいます。</p> <p>(3) 「利用実績データ」とは、SuicaID 番号で識別される Suica の利用実績に基づいて作成されるデータであり、経費精算業務によって契約者の経費として計上されたデータ及び計上する過程で本サービス対象者への確認や契約者における事務手続に用いるために契約者が作成したデータを除いた一切のデータをいいます。内容の詳細については、別紙1に定めるものとします。</p> <p>(4) 「従業員等」とは、契約者に所属する役員及び従業員をいいます。</p> <p>(5) 「経費精算業務」とは、従業員等による鉄道、バス等の交通機関の利用や物品購入等の費用の支払いにおいて、従業員等が支払った費用をその従業員等が所属する企業の費用として計上する一連の業務をいい、当該企業における予算実績管理業務を含むものをいいます。</p> <p>(6) 「本サービス」とは、契約者における経費精算業務の効率化の為に、契約者向けサイト上で利用実績データを閲覧し、取得することができる SaaS 型サービスをいい、別紙2サー</p>

～2021年2月23日	2021年2月24日～
<p><u>いいいます。</u></p> <p>(7) 「コンテンツパートナー」とは、コンテンツサイトを運営する東日本旅客鉄道株式会社をいいいます。</p> <p>(8) 「契約者向けサイト」とは、契約者が本サービスを利用する上で必要となる Suica 利用実績データの取得を可能とするため、当社が開設する専用サイトをいいいます。</p> <p>(9) 「初期費用」とは、本サービスの導入のための環境構築にかかる費用で別紙 3 料金表に定めるものをいいいます。</p> <p>(10) 「月額料金」とは、本サービスの提供開始日を含む月以降に課金が始まる本サービスを利用するのに必要な月額料金で別紙 3 料金表に定めるものをいいいます。</p> <p>(11) 「請求対象ユーザ数」とは、本サービスで「月額料金」の算出対象となるユーザ数をいいいます。算出対象ユーザ数は、本サービスにおける経費精算業務の対象となる毎月 1 日～末日における <u>「1) ユニーク ID、2) モバイル Suica ログイン ID、3) Suica ID 番号下 4 桁」</u> の組合せがユニークな数の最大値をいいいます。</p> <p>(12) 「コンテンツサイト ID 等」とは、本サービス対象者の利用実績データの情報が掲載されているコンテンツサイトへログインするための ID 及びパスワードをいいいます。</p>	<p><u>ビス機能仕様に定めるものをいいいます。</u></p> <p>(7) 「本サービス対象者」とは、従業員等のうち、本サービスによる経費精算業務の対象となる者をいい、コンテンツサイトにて、自らが業務上利用する Suica の利用実績データの取扱いに関する同意文に同意し、SuicaID 番号を東日本旅客鉄道株式会社に申請している者をいいいます。</p> <p>(8) 「コンテンツサイト」とは、東日本旅客鉄道株式会社が運営・管理する、利用実績データを提供するサービスを行うサイトをいいいます。</p> <p>(9) 「契約者向けサイト」とは、契約者が本サービスを利用する上で必要となる利用実績データの取得を可能とするため、当社が開設する専用サイトをいいいます。</p> <p>(10) 「初期費用」とは、本サービスの導入のための環境構築にかかる費用で別紙 3 料金表に定めるものをいいいます。</p> <p>(11) 「月額料金」とは、本サービスの提供開始日を含む月以降に課金が始まる本サービスを利用するのに必要な月額料金で別紙 3 料金表に定めるものをいいいます。</p> <p>(12) 「請求対象ユーザ数」とは、本サービスで月額料金の算出対象となるユーザ数をいい、毎月 1 日～末日の間に契約者向けサイトの「Suica 情報一覧」の登録状況が「Suica 情報登録完了」となったメールアドレスの総数とします。なお、同一月内に同一のメールアドレスについて複数回「Suica 情報登録完了」となった場合、メールアドレスは 1 つとしてカウントします。</p>

～2021年2月23日	2021年2月24日～
<p>(13) 「本サービス ID 等」とは、本サービスに係る ID 及びパスワードをいいます。</p> <p>(14) 「設定完了通知 メール」とは、本サービスを申込み者（以下、「申込者」といいます。）に対し、当社が送付するメールをいいます。本サービス提供開始日、ID 等、及びその他の設定値等 を記載されたものをいいます。</p>	<p>(13) 「本サービス ID 等」とは、本サービスに係る ID 及びパスワードをいいます。</p> <p>(14) 「設定完了通知 メール」とは、本サービスを申込み者（以下、「申込者」といいます。）に対し、当社が送付するメールをいいます。本サービス提供開始日、本サービス ID 等、及びその他の設定値等 を記載されたものをいいます。</p>
<p>(申込みと承諾)</p> <p>第 4 条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の申込書により申し込むものとします。</p> <p>2 前項の申込みに当社が承諾する場合、当社は申込者に対し、設定完了通知メールを送付するものとします。当該メールの通知をもって承諾とし、その承諾の時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本規約」といいます。</p>	<p>(申込みと承諾)</p> <p>第 4 条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の申込書により申し込むものとします。</p> <p>2 前項の申込みに当社が承諾する場合、当社は申込者に対し、設定完了通知メールを送付するものとします。当該メールの通知をもって承諾とし、その承諾の時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。</p>
<p>(自動更新)</p> <p>第 6 条 最低利用期間満了の 3 か月前までに、契約者または当社いずれからも本規約を延長しない旨の書面による意思表示のない限り、本規約は、前条最低利用期間の終了日から自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。</p>	<p>(自動更新)</p> <p>第 6 条 最低利用期間満了の 3 か月前までに、契約者または当社いずれからも本契約を延長しない旨の書面による意思表示のない限り、本契約は、前条最低利用期間の終了日から自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。</p>
<p>(契約上の地位の譲渡)</p> <p>第 8 条 契約者は、本規約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。</p>	<p>(契約上の地位の譲渡)</p> <p>第 8 条 契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。</p>
<p>(契約者が行う本規約の解約)</p> <p>第 9 条 契約者は本規約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知していただきます。</p>	<p>(契約者が行う本契約の解約)</p> <p>第 9 条 契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知していただきます。</p>

～2021年2月23日	2021年2月24日～
<p>(当社が行う本<u>規約</u>の解約)</p> <p>第10条 当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本<u>規約</u>を解約することがあります。</p> <p><中略></p> <p>(7) 利用実績データを利用したサービスに関し、契約者、当社又は契約者に対して、利用実績データの有効性又は利用権原を争う目的で、知的財産権その他の権利に基づく訴訟提起又は仮処分の申立て等を行ったとき。</p> <p>2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本<u>規約</u>を解約することがあります。</p>	<p>(当社が行う本<u>契約</u>の解約)</p> <p>第11条 当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本<u>契約</u>を解約することがあります。</p> <p><中略></p> <p>(7) 利用実績データを利用したサービスに関し、契約者、当社又は契約者に対して、利用実績データの有効性又は利用権原を争う目的で、知的財産権その他の権利に基づく訴訟提起又は仮処分の申立て等を行ったとき。</p> <p>2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本<u>契約</u>を解約することがあります。</p>
<p>(料金の支払義務)</p> <p>第 14 条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。</p>	<p>(料金の支払義務)</p> <p>第 14 条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の<u>翌料金月</u>初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。</p>

～2021年2月23日	2021年2月24日～
<p>(データの範囲)</p> <p>第 16 条 当社は、任意にコンテンツサイトを指定し、追加又は削除することがあります。契約者は、これに異議を述べるできないものとし、コンテンツサイトが削除された場合、以後本サービスにおいて当該コンテンツサイトの利用情報を閲覧・取得等ができなくなることを予め承します。</p> <p><u>2 契約者が本サービスにより情報を取得できるコンテンツサイトは、本サービス対象者が当該コンテンツサイトにアクセスするためのコンテンツサイト ID 及びコンテンツサイトパスワードを所持しているコンテンツサイトに限られます。</u></p> <p><u>3</u> 当社は、契約者が取得することができる情報の項目を、追加又は削除することがあり、契約者はこれに異議を述べるできないものとしします。</p> <p><u>4</u> 本サービスによって得られる情報の内容及び取得期間については、当社が任意に定めることができるものとし、契約者はこれに異議を述べるできないものとしします。</p> <p><u>5</u> 本サービスから取得する情報の内容及びいつの時点のものであるかについては、コンテンツサイト側で<u>提供される表示</u>状態により異なります。</p> <p><u>6</u> <u>契約者が本サービスにアクセスした直後において、本サービス対象者の意思に関わらずコンテンツサイトから取得する情報を行いますが、本サービス対象者が前回アクセス時に表示した情報が表示される場合があります。また</u>当社は、任意のタイミングでコンテンツサイトから取得される情報を自動で取得します。</p> <p><u>7</u> 本サービスによって得られる情報の保存期間は、当社が任意に定めるものとし、これらの情報が第 9 条（契約者が行う本規約の解約）、第 10 条（当社が行う本規約の解約）、第 11 条（利用中止）又は 25 条（本サービスの廃止）により損失しても当社はなんら責任を</p>	<p>(データの範囲)</p> <p>第 16 条 当社は、任意にコンテンツサイトを指定し、追加又は削除することがあります。契約者は、これに異議を述べるできないものとし、コンテンツサイトが削除された場合、以後本サービスにおいて当該コンテンツサイトの利用情報を閲覧・取得等ができなくなることを予め承します。</p> <p><u>2</u> 当社は、契約者が取得することができる情報の項目を、追加又は削除することがあり、契約者はこれに異議を述べるできないものとしします。</p> <p><u>3</u> 本サービスによって得られる情報の内容及び取得期間については、当社が任意に定めることができるものとし、契約者はこれに異議を述べるできないものとしします。</p> <p><u>4</u> 本サービスから取得する情報の内容及びいつの時点のものであるかについては、コンテンツサイト側の<u>状態</u>により異なります。</p> <p><u>5</u> 当社は、任意のタイミングでコンテンツサイトから情報を自動で取得します。</p> <p><u>6</u> 本サービスによって得られる情報の保存期間は、当社が任意に定めるものとし、これらの情報が第 9 条（契約者が行う本<u>契約</u>の解約）、第 10 条（当社が行う本<u>契約</u>の解約）、第 11 条（利用中止）又は 25 条（本サービスの廃止）により損失しても当社はなんら責任を負わ</p>

～2021年2月23日	2021年2月24日～
<p>負わないものとします。</p>	<p>ないものとします。</p>
<p>(データの削除)</p> <p>第 19 条 当社は、第 25 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、<u>当社は</u>第 9 条（契約者が行う本<u>規約</u>の解約）又は第 10 条（当社が行う本<u>規約</u>の解約）の契約の解約があったとき、又は期間の満了により本<u>規約</u>が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。</p>	<p>(データの削除)</p> <p>第 19 条 当社は、第 25 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、第 9 条（契約者が行う本<u>契約</u>の解約）又は第 10 条（当社が行う本<u>契約</u>の解約）の契約の解約があったとき、又は期間の満了により本<u>契約</u>が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。</p>

～2021年2月23日	2021年2月24日～
<p>(安全管理措置)</p> <p>第 21 条 契約者は、コンテンツサイト ID 等及び利用実績データについて、情報等の漏洩、滅失又は毀損の防止その他安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければなりません。</p> <p>2 契約者は、コンテンツサイト ID 等及び利用実績データの取扱いにつき、次の安全管理措置を講じるものとします。</p> <p>(1) 物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入退館（室）管理の実施 ② 施錠管理、所定の場所からのパソコン、記録媒体等の持ち出し禁止等、 コンテンツサイト ID 等及び利用実績データの漏洩、盗難等に対する対策 ③ 機器・装置等の物理的な保護 ④ その他物理的安全管理上必要な措置 <p>(2) 技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① コンテンツサイト ID 等及び利用実績データのアクセスにおける識別と認証 ② コンテンツサイト ID 等及び利用実績データのアクセス制御 ③ コンテンツサイト ID 等及び利用実績データのアクセス権限の管理 ④ コンテンツサイト ID 等及び利用実績データを取り扱う情報システムに対する不正ソフトウェア対策 ⑤ コンテンツサイト ID 等及び利用実績データの移送・通信時の対策 ⑥ コンテンツサイト ID 等及び利用実績データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策 	<p>(安全管理措置)</p> <p>第 21 条 契約者は、利用実績データについて、情報等の漏洩、滅失又は毀損の防止その他安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければなりません。</p> <p>2 契約者は、利用実績データの取扱いにつき、次の安全管理措置を講じるものとします。</p> <p>(1) 物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入退館（室）管理の実施 ② 施錠管理、所定の場所からのパソコン、記録媒体等の持ち出し禁止等、 利用実績データの漏洩、盗難等に対する対策 ③ 機器・装置等の物理的な保護 ④ その他物理的安全管理上必要な措置 <p>(2) 技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用実績データのアクセスにおける識別と認証 ② 利用実績データのアクセス制御 ③ 利用実績データのアクセス権限の管理 ④ 利用実績データを取り扱う情報システムに対する不正ソフトウェア対策 ⑤ 利用実績データの移送・通信時の対策 ⑥ 利用実績データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策

～2021年2月23日	2021年2月24日～
<p>⑦ コンテンツサイト ID 等及び利用実績データを取り扱う情報システムの監視</p> <p>3 契約者は、コンテンツサイト ID 等及び利用実績データ又は個人情報漏洩した場合は、拡大防止の措置その他当社又は当社の指定する者、契約者及び本サービス対象者の被害を最小限にとどめるためのあらゆる措置を直ちに講じるとともに、漏洩の事実及び講じた措置について当社に報告するものとします。</p>	<p>⑦ 利用実績データを取り扱う情報システムの監視</p> <p>3 契約者は、利用実績データ又は個人情報漏洩した場合は、拡大防止の措置その他当社又は当社の指定する者、契約者及び本サービス対象者の被害を最小限にとどめるためのあらゆる措置を直ちに講じるとともに、漏洩の事実及び講じた措置について当社に報告するものとします。</p>
<p>(データ管理方法)</p> <p>第 22 条 当社は、コンテンツサイト ID 等及び利用実績データの管理状況に関して疑義が生じた場合には、都度管理状況を確認することができるものとする。契約者は、合理的な理由がある場合を除いて、直ちに確認に応ずるものとします。</p>	<p>(データ管理方法)</p> <p>第 22 条 当社は、利用実績データの管理状況に関して疑義が生じた場合には、都度管理状況を確認することができるものとする。契約者は、合理的な理由がある場合を除いて、直ちに確認に応ずるものとします。</p>

～2021年2月23日	2021年2月24日～
<p>(責任の制限)</p> <p>第 23 条</p> <p><中略></p> <p>4 天災、停電、通信障害その他の不可抗力により、契約者の利用実績データの取得に著しい困難が生じた場合、又は利用実績データの消失が発生したことにより利用実績データの取得ができなかった場合（いずれの場合についても、当社に帰責事由のないときに限る。）、これにより契約者に生じた損害（逸失利益及び間接損害を含む。）について、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>5 天災、停電、通信障害その他の不可抗力により、当社が本サービスの全部又は一部を提供できなくなった場合において、当社に帰責事由のないときは、そのことにより利用実績データに不備が生じても当社は一切の責任を負いません。</p> <p>6 契約者がコンテンツサイト ID 等に対応した利用実績データを取得した後に、当社の帰責事由によらずにシステム障害、事故等（データの漏洩及び不正利用等を含む。）が生じた場合には、契約者において対応するものとし、当社は、契約者及び本サービス対象者に対し、一切の責任を負いません。</p>	<p>(責任の制限)</p> <p>第 23 条</p> <p><中略></p> <p>4 天災、停電、通信障害、感染症の発生その他の不可抗力により、契約者の利用実績データの取得に著しい困難が生じた場合、又は利用実績データの消失が発生したことにより利用実績データの取得ができなかった場合（いずれの場合についても、当社に帰責事由のないときに限る。）、これにより契約者に生じた損害（逸失利益及び間接損害を含む。）について、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>5 天災、停電、通信障害、感染症の発生その他の不可抗力により、当社が本サービスの全部又は一部を提供できなくなった場合において、当社に帰責事由のないときは、そのことにより利用実績データに不備が生じても当社は一切の責任を負いません。</p> <p>6 契約者が利用実績データを取得した後に、当社の帰責事由によらずにシステム障害、事故等（データの漏洩及び不正利用等を含む。）が生じた場合には、契約者において対応するものとし、当社は、契約者及び本サービス対象者に対し、一切の責任を負いません。</p>

～2021年2月23日	2021年2月24日～
<p>(契約者の義務)</p> <p>第 26 条 契約者は次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) 本サービスの利用開始日までに、本サービス対象者に対し、本サービスの内容及び 本サービスを実施する際の注意点（別紙 2 の同意書に記載の事項をいう。） を説明し、その内容に同意を得ること。</p> <p>(2) 本サービス対象者が Suica の利用に当たって「東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」、「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」、「モバイル Suica 会員規約」等の Suica の利用に関わる規約を遵守するよう、本サービス対象者に指示すること</p> <p>(3) 本サービス対象者は契約者の従業員等から選定すること</p> <p>(4) 当社に提供したコンテンツサイト ID 等に、本サービス対象者が業務上使用しているコンテンツサイト ID 等(本サービス対象者が専ら私用に利用しているコンテンツサイト ID 等を含む) や、コンテンツサイト ID 等以下の識別情報が含まれていることを発見した場合には、速やかに当社に対して書面にて報告すること</p> <p>(5) 本サービス対象者の追加や除外が発生した場合、当該サービス対象者のコンテンツサイト ID 等についても遅滞なく契約者向けサイトに反映すること</p> <p>(6) 受領した利用実績データが、本サービス対象者の コンテンツサイト ID 等に紐づくものであり、が業務上利用した実績であることを確認し、異なるデータを見つけた場合には、速やかに当社に対して書面にて報告すること</p> <p>(7)～ (15) <中略></p>	<p>(契約者の義務)</p> <p>第 26 条 契約者は次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) 本サービスの利用開始日までに、本サービス対象者に対し、本サービスの内容を説明し、その内容に同意を得ること。</p> <p>(2) 本サービス対象者が Suica の利用に当たって「東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」等の Suica の利用に関わる規約を遵守するよう、本サービス対象者に指示すること</p> <p>(3) 本サービス対象者は契約者の従業員等から選定すること</p> <p>(4) 本サービス対象者の追加や除外が発生した場合、遅滞なく契約者向けサイトに おい てその事実を 反映すること</p> <p>(5) 本サービス対象者が業務上利用している SuicaID 番号が変更になった場合、当該サービス対象者について遅滞なく契約者向けサイトにおいて除外及び追加の登録を行うこと</p> <p>(6) 受領した利用実績データが、本サービス対象者が業務上利用した実績であることを確認し、本サービス対象者の Suica 利用実績データと異なるデータを見つけた場合には、速やかに当社に対して書面にて報告すること</p> <p>(7)～ (15) <中略></p>

～2021年2月23日	2021年2月24日～
<p>(16) 前各号に<u>該当</u>するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと</p> <p>2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。</p> <p>3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について一切の責任を負わないものとします。</p> <p>4 契約者は、本サービスに係る <u>ID 及びパスワード（以下「ID 等」といいます。）</u> を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。</p> <p><以下省略></p>	<p>(16) <u>本サービスを利用している事実及び本サービスの内容を公表する場合には、事前に当社に書面により通知するものとし、契約者、当社及び東日本旅客鉄道株式会社の三者間で協議の上対応を決定することし、その決定内容に従うこと</u></p> <p>(17) 前各号に<u>違反</u>するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと</p> <p>2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。</p> <p>3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について一切の責任を負わないものとします。</p> <p>4 契約者は、本サービスに係る <u>本サービス ID 等</u> を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、本サービス ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。</p> <p><以下省略></p>

～2021年2月23日	2021年2月24日～
<p>(設備等の準備、切り分け)</p> <p>第 28 条 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な設備（コンピュータ端末、ソフトウェア、通信機器、通信回線、及びその他設備等）を保持し管理するものとしてします。</p> <p><u>2</u> 契約者は、本サービスを利用するにあたり、コンテンツサイトにアクセスするためのコンテンツサイト ID 及びコンテンツサイトパスワードを取得しておく必要があります。</p> <p><u>3</u> 契約者は、<u>コンテンツサイトにアクセスするためのコンテンツサイト ID 及びコンテンツサイトパスワード並びに</u>本サービス対象者が使用する電子メールアドレスその他本サービスの利用にあたり必要になる当社指定の情報（以下「登録情報」という）を、<u>当社</u>サイトにて登録する必要があります。</p> <p><u>4</u> 契約者が本サービスを利用するために必要な通信回線の利用料金は、本サービス料金には含まれず、契約者が直接これを負担するものとしてします。</p> <p><u>5</u> 契約者は、本サービスが利用できなくなった時は、遅滞なく、1 項に基づき管理する設備の故障有無を調査し、その結果及び当社が必要とする事項を当社に通知するものとしてします。</p> <p><u>6</u> 前項の調査に際して、契約者から要請があった時は、当社は試験を行い、その結果を契約者に通知するものとしてします。</p> <p><u>7</u> 契約者の請求により、当社が当社の係員を契約者へ派遣して調査した場合には、契約者は、その派遣及び調査に要した費用を当社に支払うものとしてします。</p>	<p>(設備等の準備、切り分け<u>等</u>)</p> <p>第 28 条 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な設備（コンピュータ端末、ソフトウェア、通信機器、通信回線、及びその他設備等）を保持し管理するものとしてします。</p> <p><u>2</u> 契約者は、本サービス対象者が使用する電子メールアドレスその他本サービスの利用にあたり必要になる当社指定の情報（以下「登録情報」という）を、<u>契約者向け</u>サイトにて登録する必要があります。<u>当社は、契約者が本項に基づき契約者向けサイトに登録した登録情報を、本契約の目的に必要な範囲で東日本旅客鉄道株式会社に提供します。契約者は、登録情報に従業員等の情報（メールアドレスを含むがこれに限られません）が含まれる場合、契約者の責任において当該従業員等にその旨説明し、承諾を得るものとしてします。</u></p> <p><u>3</u> 契約者が本サービスを利用するために必要な通信回線の利用料金は、本サービス料金には含まれず、契約者が直接これを負担するものとしてします。</p> <p><u>4</u> 契約者は、本サービスが利用できなくなった時は、遅滞なく、1 項に基づき管理する設備の故障有無を調査し、その結果及び当社が必要とする事項を当社に通知するものとしてします。</p> <p><u>5</u> 前項の調査に際して、契約者から要請があった時は、当社は試験を行い、その結果を契約者に通知するものとしてします。</p> <p><u>6</u> 契約者の請求により、当社が当社の係員を契約者へ派遣して調査した場合には、契約者は、その派遣及び調査に要した費用を当社に支払うものとしてします。</p>

～2021年2月23日	2021年2月24日～
<p>(当社の知的財産権)</p> <p>第 29 条</p> <p><中略></p> <p>3 本条の規定は本規約の終了後も効力を有するものとします。</p>	<p>(当社の知的財産権)</p> <p>第 29 条</p> <p><中略></p> <p>3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。</p>

～2021年2月23日

(秘密情報の取扱い)

第 31 条 本規約において、「秘密情報」とは、次の各号に定める情報をいいます。

(1)本規約に関連して契約者又は当社が相手方に対し、文書、口頭その他の媒体を問わず、秘密情報である旨を明示して開示した情報（モバイル SuicaID・パスワード及び Suica 利用実績データを含むが、これらに限られません。ただし、文書により開示された情報については、当該情報の秘密性を保持すべき旨の指定が当該文書上に明示されたもの、電子データにより開示された情報については、当該電子データを表示装置で表示する等可読性のある状態にした際に、当該情報が秘密情報である旨が明らかになるよう表示がなされたものに限られ、これら以外の方法により開示された情報については、当該開示から 30 日以内に秘密情報である旨及びその要旨が文書で通告されたものに限られます。）。

<中略>

3. 前項の規定にかかわらず、受領当事者は、受領当事者の従業員等のうち本規約の履行のため秘密情報を知る必要のある者、若しくは弁護士その他法令上秘密保持義務を負う者で受領当事者が対象サービスに関する業務を委託した者に対し、必要な範囲で秘密情報を開示し、又は、法令の規定、裁判所その他公的機関からの強制力のある命令に従い、秘密情報を開示することができるものとします。

4. 受領当事者は、開示当事者から開示された秘密情報を、本規約の履行以外のいかなる目的にも使用しないものとする。また本規約の履行に必要な範囲を超えて、印刷、撮影、複写、録音、電子データ等への転換等の方法により秘密情報を有形・無形で複製（かかる複製により作出されたものを、以下「複製物」という。）してはなりません。

<中略>

2021年2月24日～

(秘密情報の取扱い)

第 31 条 本規約において、「秘密情報」とは、次の各号に定める情報をいいます。

(1)本契約に関連して契約者又は当社が相手方に対し、文書、口頭その他の媒体を問わず、秘密情報である旨を明示して開示した情報（利用実績データを含むが、これらに限られません。ただし、文書により開示された情報については、当該情報の秘密性を保持すべき旨の指定が当該文書上に明示されたもの、電子データにより開示された情報については、当該電子データを表示装置で表示する等可読性のある状態にした際に、当該情報が秘密情報である旨が明らかになるよう表示がなされたものに限られ、これら以外の方法により開示された情報については、当該開示から 30 日以内に秘密情報である旨及びその要旨が文書で通告されたものに限られます。）。

<中略>

3. 前項の規定にかかわらず、受領当事者は、受領当事者の従業員等のうち本契約の履行のため秘密情報を知る必要のある者、若しくは弁護士その他法令上秘密保持義務を負う者で受領当事者が対象サービスに関する業務を委託した者に対し、必要な範囲で秘密情報を開示し、又は、法令の規定、裁判所その他公的機関からの強制力のある命令に従い、秘密情報を開示することができるものとします。

4. 受領当事者は、開示当事者から開示された秘密情報を、本契約の履行以外のいかなる目的にも使用しないものとする。また本契約の履行に必要な範囲を超えて、印刷、撮影、複写、録音、電子データ等への転換等の方法により秘密情報を有形・無形で複製（かかる複製により作出されたものを、以下「複製物」という。）してはなりません。

<中略>

～2021年2月23日	2021年2月24日～
<p>6. 受領当事者は、秘密情報に接する自己の従業員等（退職者を含む）をして、本<u>規</u>約上の開示当事者に対する自己の義務と同等の義務を課し、かかる義務を遵守させるものとします。受領当事者は、自己の従業員等のかかる義務の違反につき、一切の責任を負うものとします。</p> <p><中略></p> <p>8. 本条の各規定は、本<u>規</u>約終了後3年を経過する日まで存続するものとします。</p>	<p>6. 受領当事者は、秘密情報に接する自己の従業員等（退職者を含む）をして、本<u>契</u>約上の開示当事者に対する自己の義務と同等の義務を課し、かかる義務を遵守させるものとします。受領当事者は、自己の従業員等のかかる義務の違反につき、一切の責任を負うものとします。</p> <p><中略></p> <p>8. 本条の各規定は、本<u>契</u>約終了後3年を経過する日まで存続するものとします。</p>

～2021年2月23日

(第三者開示)

第 32 条 前条第 2 項の定めにかかわらず、受領当事者は、受領した秘密情報を、本規約の目的に必要な範囲内に限り、その責任において、第三者に対して開示することができる。ただし、受領当事者が秘密情報を開示する第三者については、事前に開示当事者に対してその名称を書面で通知し、開示について開示当事者の書面による承諾を取得するものとします。

2. 前項の規定に基づき、秘密情報を第三者に開示する場合、受領当事者は、当該第三者に対し、本規約に基づき自らが負う秘密保持義務と同等の秘密保持義務を課すものとします。

3. 契約者及び当社は、事前に相手方に対してその名称を書面で通知し、相手方の書面による承諾を取得した場合、第三者を本規約に関する打ち合わせ等に出席させることができる。かかる場合も、第三者を本規約に関する打ち合わせ等に出席させる当事者は、当該第三者に対し、本規約に基づき自らが負う秘密保持義務と同等の秘密保持義務を課すものとします。

4. 契約者又は当社が、第 1 項の規定に基づいて第三者に秘密情報を開示し、又は第 3 項の規定に基づいて第三者を本規約に関する打ち合わせ等に出席させた場合、当該第三者の秘密保持義務違反は、当該第三者に秘密情報を開示した当事者、又は当該第三者を対象サービスに関する打ち合わせ等に出席させた当事者の秘密保持義務違反とみなします。

5. 次の各号に掲げる者は、本規約の締結をもって、契約者が第 1 項及び第 3 項に定める書面による通知を行い、当社の承諾を取得したものとみなします。

(1) 契約者が経費精算業務の目的において、Suica 利用実績データを提供する第三者。

6. 次の各号に掲げる者は、本規約の締結をもって、当社が第 1 項及び第 3 項に定める書面による通知を行い、契約者の承諾を取得したものとみなします。

(1) 株式会社ジェイアール東日本情報システム

2021年2月24日～

(第三者開示)

第 32 条 前条第 2 項の定めにかかわらず、受領当事者は、受領した秘密情報を、本契約の目的に必要な範囲内に限り、その責任において、第三者に対して開示することができる。ただし、受領当事者が秘密情報を開示する第三者については、事前に開示当事者に対してその名称を書面で通知し、開示について開示当事者の書面による承諾を取得するものとします。

2. 前項の規定に基づき、秘密情報を第三者に開示する場合、受領当事者は、当該第三者に対し、本契約に基づき自らが負う秘密保持義務と同等の秘密保持義務を課すものとします。

3. 契約者及び当社は、事前に相手方に対してその名称を書面で通知し、相手方の書面による承諾を取得した場合、第三者を本契約に関する打ち合わせ等に出席させることができる。かかる場合も、第三者を本契約に関する打ち合わせ等に出席させる当事者は、当該第三者に対し、本契約に基づき自らが負う秘密保持義務と同等の秘密保持義務を課すものとします。

4. 契約者又は当社が、第 1 項の規定に基づいて第三者に秘密情報を開示し、又は第 3 項の規定に基づいて第三者を本契約に関する打ち合わせ等に出席させた場合、当該第三者の秘密保持義務違反は、当該第三者に秘密情報を開示した当事者、又は当該第三者を対象サービスに関する打ち合わせ等に出席させた当事者の秘密保持義務違反とみなします。

5. 次の各号に掲げる者は、本契約の締結をもって、契約者が第 1 項及び第 3 項に定める書面による通知を行い、当社の承諾を取得したものとみなします。

(1) 契約者が経費精算業務の目的において、利用実績データを提供する第三者。

6. 次の各号に掲げる者は、本契約の締結をもって、当社が第 1 項及び第 3 項に定める書面による通知を行い、契約者の承諾を取得したものとみなします。

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

～2021年2月23日	2021年2月24日～
(2) JR 東日本メカトロニクス株式会社	(2) 株式会社ジェイアール東日本情報システム (3) 三菱総研 DCS 株式会社

～2021年2月23日

2021年2月24日～

別紙 1 利用実績データ

利用実績データとして契約者向けサイトで表示される項目は以下の通りです。

但し、「契約者作成データ」欄に○があるものは、契約者が作成したデータです。

No	項目名	説明	サンプルデータ	契約者作成データ
1	No.	本サービスで連番で付与する番号	1	
2	本人確認	「通勤費」「旅費」「誤利用」を本サービスで表示。本人修正した際には修正前後を表示	誤利用→通勤費	○※ 1
3	修正理由	本人確認で修正した理由が表示	休日出勤	○
4	通勤費フラグ	設定された経路情報に一致したものに「ON」が表示	ON	
5	要確認	契約者が設定した条件に一致したものに「ON」が表示	ON	
6	理由	上記の理由が表示	休日の曜日のため	
7	日付	利用履歴の発生日付	2021/02/01	
8	時刻	利用履歴の発生時刻	12:38:36	
9	ユニークID	契約者が入力したIDを表示	1234567	○
10	社員名	契約者が入力した名称を表示	大手 太郎	○
11	カード番号	SuicaID番号の下4桁	1234	
12	処理内容	処理詳細を元に本サービスで付与	出場	
13	処理詳細	処理詳細を表す名称	出場	
14	利用会社①	乗車駅の事業者名称	東日本旅客鉄道(株)	
15	利用場所①	乗車駅の駅名	東京	
16	利用会社②	降車駅の事業者名称	東日本旅客鉄道(株)	
17	利用場所②	降車駅の駅名	浜松町	
18	利用額	Suicaの利用額	-154	
19	残額	Suicaの残額	2853	
20	精算年月	本サービスで付与する年月（No7の日付を元に付与）	2021/02	

※ 1 No 2の本人修正後のデータは本サービス対象者が修正したもの

～2021年2月23日

2021年2月24日～

別紙 1 サービス機能仕様

1.本サービス概要

「本サービス」とは、当社サイトを經由してコンテンツパートナーが提供する各コンテンツサービスにアクセスし、契約者向けサイト上で各コンテンツサービスの利用情報を集約及び閲覧することができる SaaS 型サービスをいいます。

2.提供機能

本サービスにおいて提供する機能は、下表のとおりとします。

カテゴリ	機能項目	内容
運用者利用設定	運用者管理	本サービスの運用者を登録可能とする
	社休日管理	契約者企業の休日を登録可能とする
	イレギュラー管理	社休日、物販、高額利用等のイレギュラー判定条件を設定する
本サービス対象者 (以下、「ユーザ」)	ユーザ情報登録/編集/削除	ユーザ情報を登録/編集/削除する
	ユーザ情報一括登録/一括削除	ユーザ情報を一括登録/一括削除する
情報管理	ユーザ情報一覧	ユーザ情報を所定の条件で検索し、一覧表示する
	データ取得	ユーザの利用実績データの取得を行う
データ取得	データ取得実行	ユーザの利用実績データの取得を行う
	イレギュラー判定	取得した利用実績データに対して、運用者が設定したイレギュラー条件を元に判定処理を行う
	データ保存	取得した利用実績データにイレギュラー判定結果を付与したデータを本サービスに保存する
利用実績データ管理	利用実績データ一覧	イレギュラー判定結果を付与した利用実績データの一覧を画面表示及び CSV 形式でダウンロード可能とし、イレギュラーとなる交通費の確認を容易にする

別紙 2 サービス機能仕様

1.提供機能

本サービスにおいて提供する機能は、下表のとおりとします。

カテゴリ	機能項目	内容
運用者利用設定	運用者管理	本サービスの運用者を登録可能とする
	社休日管理	契約者企業の休日を登録可能とする
	イレギュラー管理	社休日、物販、高額利用等のイレギュラー判定条件を設定する
	本サービス対象者通勤ルート登録	本サービス対象者毎の通勤ルートに登録することで、利用履歴毎に「通勤費」が「旅費」のフラグを付与する
本サービス対象者 (以下、別紙 2 及び別紙 3 において「ユーザ」という) 情報管理	ユーザ情報登録/編集/削除	ユーザ情報を登録/編集/削除する
	ユーザ情報一括登録/一括削除	ユーザ情報を一括登録/一括削除する
ユーザ情報管理	ユーザ情報一覧	ユーザ情報を所定の条件で検索し、一覧表示する
	データ取得	ユーザの利用実績データの取得を行う ※利用実績データの取得は本サービスに登録した月の翌月 1 日からのデータとなります
データ取得	データ取得実行	ユーザの利用実績データの取得を行う ※利用実績データの取得は本サービスに登録した月の翌月 1 日からのデータとなります
	イレギュラー判定	取得した利用実績データに対して、運用者が設定したイレギュラー条件を元に判定処理を行う
	通勤費/旅費判定	ユーザ毎の通勤ルート登録を元に「通勤費」が「旅費」の判定処理を行う
データ保存	取得した利用実績データにイレギュラー判定結果を付与したデータを本サービスに保存する	
利用実績データ管理	利用実績データ一覧	イレギュラー判定結果を付与した利用実績データの一覧を画面表示及び CSV 形式でダウンロード可能とし、イレギュラーや通勤費/旅費となる交通費の確認を容易にする
本サービス対象者	「通勤費/旅費」確認・修正	運用者利用の設定により、本サービス対象者自身が各利用実績データに付与された「通勤費/旅費」を確認可能とする。また「通勤費/旅費」区分の修正や修正の理由登録を可能とする

～2021年2月23日

2021年2月24日～

別紙2 同意書（書式）

20●●年●月●日

[契約者企業] 御中

東日本旅客鉄道株式会社 御中

同 意 書

部署名

社員番号

名 前

私は、私が[契約者企業企業]（以下「会社」といいます。）において業務上使用するモバイル Suica（記名式）（以下「業務用 Suica」といいます。）に係るデータの取扱いに関し、下記の事項について同意します。

<以下、省略>

削除

～2021年2月23日

2021年2月24日～

別紙3 「料金表」

<中略>

3. (月額料金)

(1) 本サービスにおける経費精算業務の対象となる毎月1日～末日における「1) ユニークID、2) モバイル Suica ログイン ID、3) Suica ID 番号下4桁」の組合せがユニークな数における、1件当たりのサービス利用料の月額単価（以下、「1ユーザ当たりの月額単価」といいます）は、別紙3の5（利用料金）に定める通りとします。

(2) 月額料金は、1ユーザ当たりの月額単価に、請求対象ユーザ数を乗じた額とします。

なお、請求対象ユーザ数は、10ユーザ単位とし10ユーザ未満は切り上げます。

(3) 最低30ユーザ（以下「最低利用ユーザ数」といいます。）から、10ユーザ単位（10ユーザ未満は切り上げ）でのご利用になります。

（例：55ユーザの場合は60ユーザのご利用になります。）

(4) 30ユーザに満たない場合は、請求対象ユーザ数を30ユーザとしてご請求いたします。

<中略>

5. (利用料金)

サービス利用料（月額単価）

ユーザ数	1ユーザ当たり	10ユーザ当たり
30～	800円 <u>(税抜)</u>	8,000円 <u>(税抜)</u>

別紙3 「料金表」

<中略>

3. (月額料金)

(1) 「1ユーザ当たりの月額単価」は別紙3の5に定めます。

月額料金は、1ユーザ当たりの月額単価に、請求対象ユーザ数を乗じた額とします。なお、請求対象ユーザ数は、10ユーザ単位とし10ユーザ未満は切り上げます。

(2) 最低30ユーザ（以下「最低利用ユーザ数」といいます。）から、10ユーザ単位（10ユーザ未満は切り上げ）でのご利用になります。

（例：55ユーザの場合は60ユーザのご利用になります。）

(3) 30ユーザに満たない場合は、請求対象ユーザ数を30ユーザとしてご請求いたします。

<中略>

5. (利用料金)

サービス利用料（月額単価）

ユーザ数	1ユーザ当たり	10ユーザ当たり
30～	800円 <u>(税込880円)</u>	8,000円 <u>(税込8,800円)</u>

～2021年2月23日	2021年2月24日～
	<p data-bbox="1122 240 1727 268"><u>附則（2021年2月17日 A P S第 00745096号）</u></p> <p data-bbox="1122 300 1256 327"><u>（実施期日）</u></p> <p data-bbox="1122 359 1742 386"><u>1. この改正規定は、2021年2月24日から実施します。</u></p> <p data-bbox="1122 418 2136 507"><u>ただし、第14条第1項（料金の支払義務）の規定及び別紙3「料金表」については、2021年3月1日から実施します。</u></p> <p data-bbox="1122 539 1256 566"><u>（経過措置）</u></p> <p data-bbox="1122 598 2136 687"><u>2. この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p data-bbox="1122 719 2136 809"><u>3. この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>